

質問項目	質問内容	回答
(1)債務負担行為及び事業の設定単位について	<p>県の指定管理料については、県が積算した上限額の範囲内で、提案額を基に債務負担行為を設定しているが、従前の指定管理料の額は、3施設ごとに管理運営費及び事業費(公演等経費)とに分離され、計6つの細事業に細分化され5年間固定化されている。</p> <p>ア 参考資料5にある想定収支における「事業費」「物件費」「人件費」の想定額と異なる提案でも支障はないか(例えば、事業費は想定よりも少額で、物件費は想定よりも多額である等)。 提案に沿った予算措置が保証されるのか。</p> <p>イ 申請要項では、指定管理料の上限額は3施設一体の額となっているが、施設間相互の配分割合は、提案者の判断で従来と異なる割合に変更しても差し支えないか。 提案に沿った予算措置が保証されるのか。</p> <p>ウ 管理運営費は、施設の運営計画により年度ごとに異なることが予想されるが(特に公演事業において)、これに対応して、3施設間での指定管理料の額が年度ごとに変動する提案でも差し支えないか。 また、指定管理期間中に当初計画の額を変更することは可能か。</p> <p>エ 3施設の一体的運営の成果を十全に発揮するためには、債務負担行為及び事業の設定単位をできる限り大きくして、その配分は指定管理者の裁量に委ねることが必須と考えられるが、債務負担行為は、県における予算科目のどの単位で設定されるのか。また、6つに細分化されている予算単位をこの際統合する考えはないか。</p>	<p>申請要項に示した想定収支は、指定管理料を積算するために、これまでの収支実績を基に設定したもので、今回の提案において、想定収支と異なる金額での提案を行うことは何ら問題ない(総額は、県の積算額を超えることはできない)。 なお、申請要項19ページに記載のとおり、指定管理料は、提案された金額に基づき予算調整を行い、県議会における予算の議決を経て、年度協定において確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではない。</p> <p>差し支えない。前回の指定管理期間は、県民ホールと音楽堂が別々の募集(申請)だったが、今回の指定管理業務では、3施設一体での運営を踏まえた施設別の費用配分を提案していただきたい。 (予算措置については、アと同様)</p> <p>3館での指定管理料の配分が年度により変動する提案は、施設の運営計画等により、明確にその理由が説明できれば可能である。 指定管理期間中の変更については、予算調整時に変更理由を明確に説明する必要があるが、提案は可能である。ただし、希望通りの変更が保証されるものではない。 (予算措置については、アと同様)</p> <p>債務負担行為は、5年間の指定管理料総額として設定し、個別の事業(予算科目)単位では設定しない。</p>
(2)環境への配慮における目標設定について	<p>申請要項の22ページに、「温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組みを推進すること」と「エネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組みを推進すること」が記載されている。 舞台上は演出の内容により使用電力量が決まり、また施設利用者に快適なサービスを提供するにあたっては、猛暑や厳寒などに応じた空調運転を要請されることが当該施設の特長性だと考えている。利用の内容により大きく使用電力量が左右される施設においても数値としての目標設定を求められているのか。</p>	<p>指定管理施設についても、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、エネルギー管理を地方公共団体が行うこととされていることから、申請要項21～22ページに記載のとおり、神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画に沿って、温室効果ガスの削減目標の設定及び目標達成のための取組みを推進していただきたい。</p>
(3)「事業の範囲について」	<p>申請要項の15ページに県民ホール本館小ホールの事業の範囲の例として(項目b～d)、舞台芸術講座のジャンル等が示してあるが、ここに記されているのは一例であり、具体的な企画内容は指定管理者が適宜設定すると考えてよいのか。</p>	<p>申請要項15ページに示す「事業の主な範囲」は、ホールの特性に応じた舞台芸術公演を、県行政と一体となって指定管理者が自主的に企画・実施する事業の範囲を示しているが、これらに加えて、他のジャンルの事業(民間興行として成立するポピュラー音楽、演歌等の公演事業を除く。)の実施を妨げるものではない。</p>